mixi

平成 24 年 5 月 16 日

各 位

株式会社ミクシィ
代表取締役社長 笠原健治
（コード：2121 東証マザーズ）
問合せ先 経営推進本部長 荻野泰弘
（電話番号 03-5738-5900）

取締役に対するストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、下記のとおり当社取締役に対するストックオプションとして新株予約権による報酬等の額および内容に関する議案を第 13 期定時株主総会へ付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 付議の理由

当社の取締役の報酬等の額は、平成16年８月26日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社の業績を取締役の報酬に反映させ、また株主価値と取締役の利益とを一致させることにより、当社取締役の経営意欲を一層高め、当社業績の向上を図るため、当該報酬等とは別枠で、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬として年額10百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の範囲で、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

当社取締役の員数は、現在４名（うち社外取締役は１名）であり、第13期定時株主総会において付議予定の取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は５名（うち社外取締役は２名）となります。なお、本ストックオプションは、第13期定時株主総会において再任をお願いいたしております取締役候補者に対しては付与いたしません。

2. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の総数

新株予約権の総数は50個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少した場合は、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は１株とする（なお、各新株予約権の目的となる株式の総数は、当初50株とする。）。

ただし、本定時株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。当該調整後付与株式数を適用する日は、当社にて定めるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

（3）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は当社の調整に服する。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより行使価額を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(4)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日から2年を経過した日より3年以内とする。

(5)譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6)新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(7)新株予約権の行使の条件

①新株予約権者が当社または当社の関係会社等の役員、従業員等の地位を喪失した場合は、新株予約権を行使することはできない。

②新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

③その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8)新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。

(9)新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上